

国立大学法人鹿屋体育大学中期計画

	平成16年 6月 3日 文部科学大臣認可
変更認可	平成17年 2月 1日
変更認可	平成18年 3月 31日
変更認可	平成19年 3月 30日
変更認可	平成20年 3月 31日

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

①学部教育に関する目標を達成するための措置

○養成すべき人材像に関する具体的な目標の設定

- ・スポーツ指導力と生涯各段階の運動による健康の維持増進の必要性への理解をもち、生涯スポーツの振興に積極的に貢献し得る人材
- ・スポーツを通じて培われた高い人間力をもち、社会の各分野で活躍し得る人材
- ・スポーツ指導力と児童生徒の発達への理解をもち、学校運営に積極的に参画できる教員の資質を持つ人材
- ・国際水準の競技力をもち、日本代表として国際的に活躍できる人材
- ・競技力向上をトレーニング理論に基づき指導できる指導者になり得る人材

○上記の人材養成を目指し、教養教育及び専門教育の教育課程や教育内容、学生指導の充実を図る。

②大学院教育に関する目標を達成するための措置

○養成すべき人材像に関する具体的な目標の設定

- ・スポーツ、健康づくりにおいて適切に支援できる高度の専門性を有する人材
- ・体育分野の学際的な研究活動を積極的に推進し、健康の維持・増進、競技スポーツの高度化、伝統武道に関する諸問題を科学的見地から解明するために必要な専門知識を有する高度専門指導者

○上記の人材養成を目指し、教育内容や学生指導の充実を図る。

③教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

○卒業・修了生、学外者等による教育評価を導入し、教育の成果に関する目標の達成度を検証する。

○学生の進路や資格取得状況を調査、分析し、教育内容や学生指導の充実にフィードバックさせる。

④各年度の学生収容定員については、別表のとおりとする。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

①学部教育に関する目標を達成するための措置

ア アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- アドミッション・ポリシーに基づき改善を図った入学者選抜方法の円滑な実施を目指す。
 - ・高いモチベーションを持ち、ハイレベルな競技能力を有する者を選抜するアドミッション・オフィス（ＡＯ）入試及び推薦入学の改善充実を図る。
 - ・一般選抜の改善充実を図る。
 - ・受験生の能力、適性等の多面的な評価を行うための選抜方法（第３年次編入、社会人など）の改善充実を図る。
- 入学者の高等学校での成績、入試成績及び入学後の成績などについて調査研究を行い、入学者選抜方法の見直しなど、不断の改善を図っていく。
- ＡＯ入試合格者に対して、在学高等学校と連携を図り入学前教育を行う。
- 受験生の適性に応じた進路選択のために、多様な方法により教育目的、アドミッション・ポリシー及び入試成績などの必要な情報の提供を推進していく。

イ 教育課程に関する具体的方策

- 教養教育では、全教員出動方式により一人一人の学生とのコミュニケーションを重視した人格教育を展開し、幅広い教養と国際性豊かな人間性の涵養を図る。
- 専門教育では、適切な指導が行える基礎的知識、能力を持った人材を育成するため、競技スポーツ、生涯スポーツ及び伝統武道についての授業科目を開設し、専門的な知識、技術・技能の修得とともに、スポーツ指導員などの資格取得を図る。
- 学外スポーツ指導実習などの総合的教育を推進し、学生の社会的実践力を伸ばすことを目指す。
- 日本代表や国際的な競技選手になり得る人材の育成を目指し、教育課程の編成を図る。

ウ 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

- 少人数によるクラス編成を進めるとともに、対話・討論による授業の実施、さらに、導入教育のための授業の充実及び理論と実践を連結する能力を育成するため、「論・実習」による授業を推進する。
- 学生への履修指導の充実を図るため、シラバスの内容を見直し、学生の進路選択に応じた履修モデルを整備する。
- 外国人留学生及び競技力の優秀な学生に対するチューター制度を整備し、教育目標の達成を図る。

エ 成績評価等に関する具体的方策

- シラバスに成績評価方法と評価基準を明示し、習熟度・達成度に応じた４段階評価の実施とともに、ＧＰＡ方式による厳格な成績評価の実施を進め、その運用について点検・見直しを行う。
- 定期的な到達・理解度の評価及び期末試験による最終的到達度の評価等により総合的な成績評価法の実施を進めるなど、評価方法の点検・見直しを行う。

②大学院教育に関する目標を達成するための措置

ア アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- アドミッション・ポリシーに基づき入学者選抜方法の改善を図る。
- 多様な選抜方法及び評価尺度の多元化の推進を図る。
 - ・競技能力の高い者の選抜方法の導入

- ・ T O E F L、英検等の外部資格試験等の活用
- 長期履修制度の導入等による社会人及び外国人留学生など多様な人材の受入れの推進を図る。
- 受験資格認定方法の弾力化の推進を図り、より多様な人材の確保に努める。

イ 教育課程に関する具体的方策

- 博士課程においては、体育・スポーツに関する高度の学術研究によりその深奥を究めるとともに、学術の応用に貢献するため、生涯スポーツの振興、競技力の向上及び伝統武道に関する科学研究を推進し、これによって高度な学識と研究能力を持った高度専門指導者の養成に取り組む。
- 体育学の分野における専門的知識及び技術の教授能力、又は高度の専門性を要する職業などに必要な高い能力を有する人材の養成をさらに推進するとともに、高度な専門知識を有する指導者・研究者として、専門的知識を総合し、また科学と実践を結び付けることができる能力を有する人材の養成を目指し、教育課程の改訂を検討する。
- 大学院修士課程の教育課程を、博士後期課程との体系的、一貫性の観点から見直しを行う。

ウ 学習指導方法等に関する具体的方策

- 学生の専門性を高めるため、学外の有識者による特別講義の実施及び授業科目の選択など履修指導を充実強化させる。
- 成績評価を厳格にする一方で、修学が不十分な学生に対する履修指導を制度化する。特に、外国人留学生、社会人学生に配慮するものとする。
- 学生の研究（研究目標、研究の方向性、研究に対する意識など）に対して指導教員・副指導教員などによる相談指導体制の整備を図る。
- 学生が研究成果を国際学会等において公表することを推進し、国際的に活躍できる実践的な高度専門指導者の育成を目指す。
- 大学院において身につけた体育学に関する高度な専門知識を十分生かすことができる進路先を開拓する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 教員の採用においては、教育目標の達成を図るため、重点的な教員の配置及び教育能力をより重視した選考を行う。
- 大学院の教育研究の活性化と質の向上を図るため、大学院担当教員として原則的に博士号を持つ者を採用する。さらに、担当教員の資質向上を図るため、審査基準に基づき資格審査を定期的実施する。

②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 情報通信技術（I T）を活用した効果的な授業や自主学習が行えるよう学習環境の整備・充実を進める。
- 体育・スポーツに関する資料の整備・充実と電子図書館的機能の強化を図る。

③教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 各開設授業科目において実施記録を作成し、授業の改善・評価の資料とする。
- 実験、実習及び実技などの授業へのティーチング・アシスタント（TA）の活用を推進するとともに、TA研修会等の充実を進め、教育支援者の質の向上を図る。
- ファカルティ・ディベロップメント（FD）事業の推進を図る。
 - ・学生及び担当教員による授業評価調査を実施し、授業改善に活用する。
 - ・公開研究授業及び研究討論会などを実施し、授業方法及び授業内容の改善・充実を図る。
 - ・FD事業の実施結果をまとめ、教材・授業改善などのガイドラインを作成する。
- 特色ある教育支援プログラム（GP）の採択に向けて取り組む。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

①学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 全学的な学生支援に関する問題等の対応について、学生と相談機関の円滑な連携を図り、その効果をより高め機能する体制を整備するとともに、学生に対する各種情報（学業、生活・正課外活動等）が迅速にやり取りできる双方向型情報配信システムを構築し、学生支援・サービスのバックアップ体制を積極的に推進する。

②生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- 学生の心理的な問題や健康管理に対する相談・支援体制の整備・充実を図る。
- 学生の就職活動支援を一層推進するため、就職情報の共有化を図り、教員と事務職員の連携による全学出動体制を整備する。
- 職業観の涵養や就職活動の意識高揚を図るため、就職関連授業や行事内容の充実・強化を図る。
- 大学院学生の研究活動を経済的に支援する方策を検討する。

③課外活動支援に関する具体的方策

- 学生の競技力を十分に発揮・向上させるため、教員の連携による科学的トレーニングに基づくプログラムを提供し、個性・能力に応じたコンディショニング支援を行う。また、栄養管理やスポーツ傷害に対する意識の高揚を図るなど、競技活動へのサポート体制を充実させる。
- ボランティア活動等の社会的活動に対して、学生が社会貢献の一環として積極的に参加・活動できる環境及び支援体制を整備する。
- 課外活動を通じて、学生が自主性・協調性を身につけられるよう適切な指導・助言やサークル運営への支援体制を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①目指すべき研究の方向性及び重点的に取り組む領域

- 目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域として、次の３点をあげる。
 - ・スポーツにおける競技力の向上を図るために、身体発達に応ずる運動適応のメカニズムを明らかにし、科学的なトレーニング法の構築と高度の指導システムの開発を、国

際的視野に立って推進。

- ・スポーツによる健康づくりの原則を明らかにし、人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方を開発し、アクティブライフスタイルの形成と生涯スポーツの振興に積極的に寄与。
- ・発育期の青少年の心身の健全な発達に資する一貫指導システムの研究・開発を行うとともに、指導者の確保と施設の整備を含めた学校体育の充実への寄与。

②研究成果の社会への還元に関する具体的方策

- アスリートの体力向上に効果のある基礎的な新しいトレーニング法（例えば低圧、低酸素トレーニングなど）を開発し、科学的なトレーニングに関する研究プロジェクトを整備して、総合的な競技力向上の研究推進に寄与する。
- 総合型地域スポーツクラブなどの育成プログラムを開発し、健康の維持増進、生活習慣病予防など、具体的な指導原理に関する研究を行い、生涯スポーツの普及振興に寄与する。
- 地域特性を活かして、武道及び海洋スポーツの振興を図るための研究活動を推進する。

③研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 体育・スポーツ及び武道に関する国際的な研究の動向を調査し、体育学領域における比較研究を推進する。
- 研究活動の活性化を図り、科学研究費補助金について、中期計画期間終了時まで、申請件数を教員1人当たり1件程度まで増加するとともに、獲得件数及び金額も格段の増加を図る。
- 研究成果を統一的な基準により客観的に評価するシステムを構築し、研究活動の評価を実施するとともに、研究内容を広く社会に公表する。
- 研究活動の質に関しては不断の努力で維持・向上を図り、体育学に関する中心的役割を担う研究機関としての体制を整備し、内外の大学・研究機関、競技団体との共同研究の実施などにより連携を緊密にする。
- 21世紀COEプログラムの採択に向けて取り組む。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

①適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- スポーツ競技種目の重点強化策により、競技力の向上を図るとともに学内プロジェクト（TASS=Top Athlete Support System）の充実を図り、国際的視野に立つ研究体制を構築する。
- 国民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を展望した研究の一層の推進を図り、学内プロジェクト（PALS=Promotion of Active Life Style）の充実と地域との連携を促進する。
- 児童・生徒から中高年者に至る幅広い年齢層に対する体力づくり、栄養指導、生活習慣改善など、各種の健康情報の発信に努力し、健康づくりに関する産学官の積極的な研究連携を促進する。

②研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

○研究成果や業績などを客観的に評価できるシステムを構築するとともに、評価結果や教員からの研究状況等に関するヒアリングをフィードバックさせるシステムを整備し、重点的な研究資金の配分や研究環境の整備・充実を行う。

③知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 大学の柱となる全学的な研究プロジェクトの体制を整備し、重点的な経費の配分を行う。
- 研究成果に基づく知的財産の技術移転や管理・活用をアシストする担当事務を整備・充実させ、積極的な知的財産の創出、取得及び活用を推進する。
- 特許化できる研究を選考し、他機関の技術移転事業実施機関（TLO）と連携を図り、特許申請数の増大を目指す。また、特許によるロイアリティを取得した場合は、発明した教員にインセンティブ経費を配分する。

3 その他の目標を達成するための措置

（１）社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

①地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 全国の地域スポーツ指導者の再教育並びに地域住民のニーズに応じた公開講座及び学長杯スポーツ大会を拡充する。
- 生涯スポーツの振興及び運動による健康づくりに関する研究成果を、インターネット等を活用して広く社会に情報を提供する。
- 総合型地域スポーツクラブの発展・充実について地域社会との連携・協力を進め、本学としての支援策を推進する。
- 大学の人的・物的資源の活用及び地域貢献の観点から、大学を基盤とするスポーツクラブの創設及び運営を図る。

②産学官連携の推進に関する具体的方策

- 生涯スポーツの振興及び運動による健康づくりに関する産学官の共同研究の推進を図る。
- スポーツ情報におけるデータベース化に関する共同研究を推進する。

③地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 他大学等との授業交流を推進し、単位互換制度を充実させる。
- 県内の学校等の教員との履修指導に関する研究交流を通して、教員の教育能力の向上に努める。

④留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 国際交流協定の締結校との共同研究プロジェクトを推進するとともに、東アジア、東南アジア地域の研究交流拠点となるよう体制の整備・充実を図る。
- 東アジア地域の協定校との交流を維持・推進しつつ、その範囲を北米・欧州地域に拡大し、広域の大学間連携を促進する。
- 国外の研究者の受入れや国際シンポジウム等の開催を積極的に推進し、体育・スポーツ関連情報を広く発信していく。
- 外国人留学生に対する経済的支援体制を整備・充実させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 大学の理念・目標や人的・物的資源の現状について学内共通認識を形成し、競技スポーツ・生涯スポーツ等に関する動向やニーズを踏まえ、大学として教育研究その他の事業展開において最大限の成果を上げるための経営戦略を策定する。

(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 学長・役員が経営協議会と教育研究評議会の審議を踏まえ業務を執行する体制を確立する。特に、教員のコンセンサス形成に関しては、従来の教授会中心の仕組みから、系会議・学部教授会等と教育研究評議会との連携を基本とする仕組みへの移行について、早期の定着を図り、小規模単科大学にふさわしい簡素・機動的・効率的な運営を目指す。また、各種委員会等に関しては、教員の教育研究への専念を確保しつつ多面的な参画を得るため、機能的に再編整理するとともに、事務職員の積極的参画を推進する。

(3) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 小規模の教職員体制を前提として、学長・役員の指揮のもと、教員・事務職員が一体となって戦略的課題に迅速・機動的に対応する弾力的な協働体制を整備する。

(4) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- 学外理事や経営協議会を通じて、地域社会や全国的視野でのスポーツ界・産業界等の意見を大学運営に反映させるとともに、大学の理念や現状を学外に周知し、社会に開かれた大学を目指す。

(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- 学内の人的・物的・財政的資源を戦略的見地から有効に配分することを目指して、教職員の業績や各組織の教育研究・業務の達成度を適切に点検・評価し、その結果を踏まえて学長が重点的に資源配分の決定を行う仕組みの確立を図る。

(6) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

- 監事の監査機能を補佐するための適切な事務体制を整備することにより、内部監査機能の充実を図る。

(7) 国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 国立大学法人間の連携・協力に関し具体的な検討を行う体制の整備を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- 教育研究の進展や競技スポーツ・生涯スポーツに関する動向を踏まえ、学部・研究科・附属施設などの教育研究組織やその教育研究分野を不断に点検し、適切な評価を経て機動的に再編する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

- 教職員の人員配置を学長が一元的に管理し、新規採用すべき教員ポストの決定を戦略的に

行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人的資源の効果的な活用に関する具体的方策

○大学の理念・目標を実現するための人事マネジメント体制を確立・整備し、効果的な人的資源の活用を進める。

(2) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

○教員の職務について、教育・研究・管理運営・社会貢献など多岐に及ぶ分野の業績評価システムを整備するとともに、事務職員についても、教員に準じる。

○教職員の業績評価システムは、客観的・明快な評価基準の策定と透明性のある運用に努め、業務運営の適正化や業績に応じた処遇などに役立てるものとする。

(3) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

○教員の職務が教育・研究・管理運営・社会貢献など多岐に及んでいることに鑑み、人的資源の有効活用の観点から、特定の教員について、教育・研究・競技力向上などのうちいずれか特定の業務に専念・集中させ、他の業務を免除・軽減する仕組みを設ける。

○競技力向上のためのコーチの職務は、教員・事務職員を問わず専念・集中させることができる仕組みを設ける。

○高度の専門的業務を行う事務職員の仕組みを設ける。

(4) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

○教員の任期制については、新たに採用される助手に導入しているが、学校教育法の一部改正に伴う教員組織の整備も踏まえ、任期制の導入拡大について、教員の業績評価システムとも関連させて検討する。

○教員の採用に当たっては公募を原則とし、より適任者を得られるよう、選考手続を工夫するとともに、多様な人材の確保に努め、教員組織の活性化を図る。

(5) 人件費削減の取組に関する具体的方策

○総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

○大学の戦略、意思決定の迅速化などに協働できる事務体制（企画機能、情報基盤など）を整備するとともに、事務組織の機能や編成について定期的に点検し、機動的で柔軟に再編成できる体制を整備する。

○国立大学法人等との人事交流及び学内外の研修を通じたスタッフ・ディベロップメントを進め、専門的な能力を育成するとともに、資質の向上を図る。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

○定期的に事務処理の効率化や合理化について点検し、関連する業務の集中化を図るとともに、事務の省力化、外注化を進める。また、事務サービスの向上についても検討を進める。

○事務の電算化を一層推進し、事務手続きの簡素化及び事務情報の共有化を図るとともに、ペーパーレス化を促進する。

- 他の国立大学法人との共同業務処理について検討を進め、電算システム、職員の採用・研修など事務処理の効率化、合理化を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策

- 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金などの外部資金を積極的に獲得するための組織、体制を整備・充実させる。
- 産学官による共同研究を積極的に進めるために、学内共同教育研究施設の機能を充実させ、民間研究員の受け入れや受託研究などの外部資金の獲得を促進させる。
- 企業、地域社会などと連携を密にして、大学の物的・人的資源を活用した自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

- 人件費、光熱水費などの管理的経費は、業務全体の見直し、省エネルギーなどを推進して削減を図る。
- イントラネット等を活用して、情報の共有化、電子化を推進する。
- 印刷物の発行や通信運搬費等の簡素化、効率化を推進する。
- 印刷・コピーの縮減やペーパーレス化と消耗品等の効率的な調達を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- 土地、建物などを有効利用するための計画を策定し、推進する。
- 学内全体の既存施設を点検、見直しを行い、効率的な活用方策を検討する。
- 大学施設を有効に活用するための方策を検討し、対外的にも積極的にPRを行い、自己収入の獲得を進め、効率的な運用を図る。
- 学内駐車場の利用については、料金徴収システムの導入を含めて効果的な利用方法を検討する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 管理職及び各種委員会委員長による管理運営に関する自己点検・評価を継続して実施する。
- 大学の中期目標・中期計画の達成状況を、年度ごとに学長の下で点検・評価する体制を確立する。
- 大学の諸活動について、テーマを設定して定期的に自己点検・評価及び外部評価を行うとともに、内部組織ごとに自発的な自己点検・評価及び外部評価を奨励する。
- 外部評価を受けたときは、対応する改善策を策定するとともに、定期的にその改善状況を検証する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- 自己点検・評価及び外部評価の結果並びに対応する改善策は、学外に公表するとともに、学内での資源配分及び教育研究組織の再編整備に適切に反映させる。
- 外部評価の一環として、教員公募に係る選考、大学院学生の論文審査、大学院担当教員の資格審査に、必要に応じて他大学の教員の参画を得、教育研究の水準の維持向上を図る。
- 大学の危機管理体制を確立するとともに、諸事情に配慮しつつ学内外に公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- 既存の印刷媒体について整理合理化を図るとともに、ホームページの広報媒体としての活用、広報ビデオ（又はCD）の制作など広報の一層の充実を図る。
- 大学の理念に基づく中期目標・中期計画の達成状況については、ホームページ等で毎年情報公開する。
- スポーツに関する映像・研究データベースの構築・公開を進める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- 教育研究の高度化、国際化及び情報化に対応した施設整備を推進する。
- 競技力向上のため、屋内外の体育施設の整備充実を図る。
- 省エネルギーと地球環境問題に配慮した施設整備を推進する。
- 学生宿舎を含めキャンパスアメニティに配慮した施設整備を推進する。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 共同研究のための体育施設及び附属施設・設備の充実を図る。
- 施設の点検評価を継続して実施し、教育研究スペースの適切な配分を行う。
- プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のスペースの捻出を図る。
- 経済性と信頼性を確保するため、施設の予防的な維持管理を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- 労働安全衛生法に基づき、産業医、衛生管理者を中心とした安全衛生管理体制を整備・充実し、学内の安全確保や教職員の健康管理に努める。
- 体育大学としての特殊性を踏まえ、教職員、学生に対して、授業や課外活動中における事故防止のためのマニュアルの整備・充実を図るとともに、研修会を実施する。

(2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策

- 施設の安全性を確保するため、建設年次に応じた健全度調査を実施し、必要に応じた改修整備を行う。
- 身体障害者（故障者）及び高齢者対策として、施設のバリアフリー化を図る。

Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～21年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9, 7 5 1
施設整備費補助金	1 1 3
船舶建造費補助金	—
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	2, 8 5 8
授業料及び入学金検定料収入	2, 5 4 9
附属病院収入	—
財産処分収入	0
雑収入	3 0 9
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2 0 6
長期借入金収入	0
計	1 2, 9 2 8
支出	
業務費	1 2, 6 0 9
教育研究経費	7, 6 4 7
診療経費	—
一般管理費	4, 9 6 2
施設整備費	1 1 3
船舶建造費	—
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	2 0 6
長期借入金償還金	0
計	1 2, 9 2 8

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額7, 8 4 3百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注）人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注）退職手当については、国立大学法人鹿屋体育大学役員退職手当規則及び国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ④「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑤「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑥「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑦「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑧「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑨「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑩「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y)：学部・大学院教育研究経費（②、⑥）を対象。

E(y)：附属施設等経費（⑦）を対象。

F(y)：教育等施設基盤経費（③）を対象。

G(y)：特別教育研究経費（⑧）を対象。

H(y)：入学料収入（④）、授業料収入（⑤）、その他収入（⑩）を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y)：一般管理費（①）を対象。

M(y)：特殊要因経費（⑨）を対象。

【諸 係 数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な

調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、本学の近年の実績を考慮し試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、平成16年度予算に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	12,801
経常費用	12,801
業務費	11,771
教育研究経費	2,602
診療経費	—
受託研究費等	141
役員人件費	317
教員人件費	4,977
職員人件費	3,734
一般管理費	881
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	149
臨時損失	0
収入の部	12,801
経常収益	12,796
運営費交付金	9,583
授業料収益	2,127
入学金収益	349
検定料収益	73
附属病院収益	—
受託研究等収益	141
寄附金収益	65
財務収益	0
雑益	309
資産見返運営費交付金等戻入	97
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	52
臨時利益	5
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,952
業務活動による支出	12,647
投資活動による支出	281
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	24
資金収入	12,952
業務活動による収入	12,815
運営費交付金による収入	9,751
授業料及び入学金検定料による収入	2,549
附属病院収入	—
受託研究等収入	141
寄付金収入	65
その他の収入	309
投資活動による収入	113
施設費による収入	113
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	24

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込み額24百万円を含む。

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 1 1 3	施設整備費補助金（ 1 1 3 ） 船舶建造費補助金（ — ） 長期借入金（ 0 ） 国立大学財務・経営センター施設費 交付金（ 0 ）

（注１）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注２）小規模改修について１７年度以降は１６年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

（１）方針

- ①教育研究、学生への相談・支援及び研究成果の普及・活用等の業務に対応した人員の適正な配置を行う。
- ②職員の研修制度や評価体制を充実させ、職員の資質の向上を図る。
- ③国立大学法人その他関係機関との間で幅広く計画的な人事交流を行い、多様な人材を確保する。

（２）人員に係る指標

○常勤職員について、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 7, 8 4 3 百万円 (退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(P F I 事業)

事業計画の予定なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年 度 財 源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 金	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(リース資産)

予定なし

4 災害復旧に関する計画

平成16年8月に発生した台風16号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

別表（収容定員）

平成 16 年度	体育学部 6 2 0 人
	体育学研究科 4 2 人 （うち修士課程 3 6 人） 博士課程 6 人
平成 17 年度	体育学部 6 2 0 人
	体育学研究科 4 8 人 （うち修士課程 3 6 人） 博士課程 1 2 人
平成 18 年度	体育学部 6 4 0 人
	体育学研究科 5 4 人 （うち修士課程 3 6 人） 博士課程 1 8 人
平成 19 年度	体育学部 6 6 0 人
	体育学研究科 5 6 人 （うち修士課程 3 6 人） 博士課程 2 0 人
平成 20 年度	体育学部 6 9 0 人
	体育学研究科 5 8 人 （うち修士課程 3 6 人） 博士課程 2 2 人
平成 21 年度	体育学部 7 2 0 人
	体育学研究科 6 0 人 （うち修士課程 3 6 人） 博士課程 2 4 人